破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０２号

（本店所在地）和歌山県橋本市高野口町名古曽1320番地の１
清算株式会社　オーヤパイル株式会社
代表清算人　大家　健司
１　決定年月日　令和７年４月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

和歌山地方裁判所民事部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２００２号

東京都港区南青山１丁目３番21号
清算株式会社　株式会社ジャパンメタル
１　決定年月日　令和７年４月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２００１号

東京都中央区京橋２丁目５番４号
清算株式会社　株式会社アナザー
１　決定年月日　令和７年４月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第１２号

大分市大字玉沢字楠本755番地の１
清算株式会社　株式会社トキハ補整サービス
１　決定年月日　令和７年４月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

大分地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００２号

福岡県糸島市前原駅南１丁目26番11号
清算株式会社　日食システム株式会社
代表清算人　松本　謙二
１　決定年月日　令和７年４月８日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　定義

本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。

２　協定債権の免除

各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。

３　新たな財産が発見された場合の取扱い

前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

（別紙省略）

以上

福岡地方裁判所第４民事部